

2009年7月30日

国税庁長官 加藤 治彦 様  
厚生労働大臣 舩添 要一 様  
内閣府特命担当大臣 小淵 優子 様  
内閣府特命担当大臣 野田 聖子 様

主婦連合会  
会長 山根 香織  
〒102-0085 千代田区六番町15 主婦会館プラザエフ3F  
Tel 03-3265-8121 Fax 03-3221-7864

日本アルコール問題連絡協議会  
会長 佐藤 喜宣  
〒103-0007 中央区日本橋浜町3-16-7-7F  
特定非営利活動法人アスク(アルコール薬物問題全国市民協会)内  
Tel 03-3249-2551 Fax 03-3249-2553

加盟団体:特定非営利活動法人ASK(アルコール薬物問題全国市民協会)／イッキ飲み防止  
連絡協議会／アディクション問題を考える会(AKK)／(社)全日本断酒連盟／日本アルコー  
ル・薬物医学会／日本アルコール関連問題ソーシャルワーカー協会／日本禁酒同盟／(財)  
日本キリスト教婦人矯風会／日本禁酒禁煙協会

日本アルコール関連問題学会  
理事長 丸山 勝也  
〒239-0841 神奈川県横須賀市野比5-3-1  
独立行政法人国立病院機構久里浜アルコール症センター内  
Tel 0468-48-1550 Fax 0468-49-7743

日本アルコール精神医学会  
理事長 齋藤 利和  
〒060-8543 札幌市中央区南1条西16丁目  
札幌医科大学医学部神経精神医学講座内  
Tel 011-611-2111 Fax 011-644-3041

## テレビのアルコールCMの規制強化に関する要望書

日本のアルコールCMの現状をふまえ、別紙の申し入れを「酒類の広告審査委員会」および酒類業団体に対して行ないました。

この問題は、酒類団体の努力だけでは解決ができません。早期の改善を図るため、関連省庁が一体となり、以下の対策を推進されるよう、要望します。。

### <要望事項>

#### 1 アルコールCMの自主基準の強化と法規制の検討

(1) 欧米の国々の多くがアルコールCMを規制する何らかの法律を持っています。法規制を持たないといわれるイギリスでも、酒類メーカーとメディアが合意した「英国広告コード」を持っています。アメリカでも蒸留酒はCM禁止、ビール協会は飲酒場を禁じるなど、厳しい自主規制コードを持っています。日本にも、酒類業中央8団体で構成される「飲酒に関する連絡協議会」が策定した「酒類の広告・宣伝及び酒類容器の表示に関する自主基準」がありますが、その内容は世界基準には程遠く、日本の消費者は世界的には許容されないCMに日々さらされるといふ、憂うべき状況に置かれています。日本の自主基準を強化し、世界的なレベルに近づけることが急務です。

(2) しかしここに大きな問題があります。協議会に属していない企業(例:JINRO 韓国焼酎の輸入会社であるため、属すべき組合を持たない)は、基準の枠から漏れてしまうのです。自主基準の遵守状況を審議するために作られた「酒類の広告審査委員会」も、「飲酒に関する連絡協議会」に属していない企業に対しては、審議結果を伝えるルートを持ちません。日本で広告・宣伝・販売活動を行なうすべての酒類企業を網羅するためには、現状の自主基準の形態とは別の「法的な規制」が必要です。

## **2 日本のCM問題についてのWHOへの報告**

WHOは2010年5月までに「アルコール問題削減戦略」をまとめる予定です。日本のCM規制にまつわる議論を、早急にWHOに報告してください。

## **3 女性の飲酒のリスクに関する啓発**

・ 日本では、近年、女性の飲酒率が急増して20～30代では8割を超えており、中高生の飲酒行動に関する調査でも中学1年では女子が男子を上回るなど、女性の飲酒問題の広がりや深刻化が多く専門家によって指摘されています。ところが、大手メーカーのサイトに掲載されているCMを分析したASKの「アルコールCM調査2009」(別紙)によると、いまや女性は男性と同等かそれ以上の戦略的なターゲットにされていることが浮き彫りになりました。厚生労働省「健康日本21」では、「女性は男性よりも少ない量が適当」とされているのに、そのような配慮は、まったくありません。妊産婦の飲酒のリスクに関する注意表示も、テレビCMには反映されていません。(参照: 日本たばこ協会の自主基準には、製品広告について「女性の喫煙ポーズを描写したものでないこと」という条項があります) アルコールの害に対してハイリスクである女性への配慮に努めるよう酒類業界に要請するとともに、国としても、政府広報や母子保健行政などを通じて、女性への啓発につとめるよう要望します。

以上

特定非営利活動法人アスク Tel 03-3249-2551